



ほっとちゃん

持病があっても加入できるあたたかい共済

緩和共済

↑ 医療コース

↑ 生命コース

〈引受基準緩和型共済(医療コース)・(生命コース)〉

持病のある こんな方にぜひオススメ!

医療共済や生命共済に
加入したいけど、
糖尿病だから無理だよな…。
困ったなー。

組合で
こんなパンフレット
見つけたんだけど…。



そうか!! 緩和共済なら
加入できるぞ!

ホント!
良かった~!
ヨシッ!
これで安心して働けるぞ!

選べる2つのコース



医療コース

加入者の**入院や手術**に対応するコース
となります。なお、特約として**休業保障特約**を付加することができます。

加入資格

- 加入申込日現在、「健康状態についての質問」に**該当しない方**
- 保障開始日現在、**満64歳以下**の組合員本人



生命コース

加入者の**死亡時・重度障がい時**に対応
するコースとなります。

健康状態の 告知事項

医療コース

生命コース

…P2 …P5

いずれの状態にも該当しない
方が加入できます。

お問い合わせ先 UAゼンセン 共済事業局 UAゼンセン 福祉共済互助会

0120-229-075
共済フリーダイヤル

TEL **03-3288-3533**
共済事業局

FAX **03-3288-3708**
共済直通

左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL: <http://uazensenkyosai.jp/>
E-mail: kyosai@uazensen.jp
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16
受付時間:平日10:00~16:00

緩和共済 医療コース

持病のある方にもあたたかい共済です。
告知事項は3つだけ

告知がすべて「いいえ」なら申込できます。

告知1

告知日(ご記入日)より3ヶ月以内に入院したこと・手術を受けたこと、勧められたこと、あるいは今後予定がある。

いいえ

告知2

告知日(ご記入日)より2年以内に下記の病気で入院したことがある。

●慢性肝炎 ●慢性気管支炎 ●慢性腎炎 ●精神・脳・神経の病気(アルコール・薬物依存を含む) ●糖尿病の合併症(網膜症・眼底出血・腎症・下肢皮膚腫瘍・壊疽)

いいえ

告知3

告知日(ご記入日)より2年以内に下記の病気で医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。

●がん(悪性腫瘍・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・上皮内がんを含む) ●肝硬変

いいえ

付帯サービスのご案内 無料!「メディカルコールサービス」の内容

緩和共済(医療コース)に加入すると以下のサービスが受けられます。

突然の発病やケガ、日常のおからだや子育てのお悩み、専門的な医療・健康から栄養、お薬のご相談まで、専用のフリーダイヤル **0120-119-430** でお気軽にご利用いただけます!!

●現役の救急科専門医が常駐!
緊急医療・一般健康相談サービス

24時間365日

●子育てをするママ・パパ支援、食に関する幅広い関連情報のご提供!
育児・栄養相談サービス

一部事前予約 24時間365日

●専門医による高度なサービス!
予約制専門医相談サービス

事前予約

●転院・患者移送手配サービス(国内のみ)

24時間365日

医療コース加入者は在宅健康チェックサービスも受けられます。(詳しくは医療共済パンフレットを参照ください。)

医療コース 保障内容

基本保障部分		
保障対象	保障内容	保障額
入院給付金	病気や不慮の事故により <u>入院</u> した場合に、お支払いします。 <u>連続5日以上入院</u> で、 <u>5日目から120日間</u> の入院が対象です。(通算は無制限)	日額 5,000円
手術給付金	入院中に所定の <u>手術</u> を受けたとき	50,000円
放射線治療給付金	入院中以外に所定の <u>手術</u> を受けたとき	25,000円
先進医療給付金	放射線治療を受けたとき <u>先進医療</u> を受けたとき	50,000円 実費1回 300万円 限度 (通算無制限)



休業保障特約部分

保障対象	保障内容	加入条件	保障額
休業保障給付金	病気やケガで <u>5日以上継続して自宅療養</u> した場合に、お支払いします。 (<u>5日目から入院</u> と <u>通算で120日</u> 限度)	平均月収6万円以上の方	日額 2,000円 コース
		平均月収9万円以上の方	日額 3,000円 コース
		平均月収15万円以上の方	日額 5,000円 コース

医療コース 月額掛金

■ 基本保障部分

年齢	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~79歳
月額掛金	1,900円	2,000円	2,300円	2,700円	3,600円	5,700円	5,700円	8,500円

■ 休業保障特約部分

年齢	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳
2,000円コース	100円	180円	250円	350円	500円	430円
3,000円コース	150円	270円	380円	530円	750円	650円
5,000円コース	250円	450円	630円	880円	1,250円	1,080円

※休業保障特約は、3月1日時点で満64歳に達した後に最初に到来する2月末日までとなります。



生命コース

持病のある方にもあたたかい共済です。
告知事項は3つだけ

医療コース 基本保障部分の給付内容

1. 入院給付金

- 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、保障期間中にその病気またはケガの治療を直接の目的として連続5日以上入院したときに5日目から、入院給付金日額×入院期間(1回の入院について120日が支払限度日数となります。)をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガを被り入院を開始することが必要です。^{*2}

*1「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは再入院と前の入院を合わせた入院

*2 この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

*1 上記における初年度加入、更新加入等については、各保障の対象者ごとに判断するものとします。

*2 病気による入院中に新たな病気を被った場合、またはケガによる入院中に新たなケガを被った場合、それぞれの重複する期間については、重複しては入院給付金をお支払いできません。

2. 手術給付金

- 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その治療を直接の目的として、下記①～③の全ての条件を満たす手術^{*2}を受けたとき、下記^{*3}手術給付金表の金額をお支払いします。ただし、保障期間中に病気やケガを被り手術を受けることを要します。

*2(手術の条件)

- ①この共済の保障期間中に行われた手術であること。(ただし、更新契約が締結されなかった場合においては、この共済契約が終了した後で、かつ入院給付金の支払い対象なる入院期間中に行われた手術を含みます。)
- ②公的医疗保险制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象と列挙されている手術を受けた場合。ただし、次の手術を除きます。
- ア.傷の処置(創傷処理、デブリードマン)

医療コース 休業保障特約部分の給付内容

- 医師の治療を受け、かつ業務に全く従事できず、5日以上継続して自宅療養をした場合に、5日目からお支払いします。ただし、4日以上の継続入院後の自宅療養については、1日目からお支払いします。

●入院給付金と重複してのお支払いはしません。

- 給付事由につき入院日数を含めて120日を限度とします。なお、1給付事由とは、前回の休業終了もしくは退院後、その日を含め6ヶ月を経過した日までに再度休業もしくは入院した場合で、その再休業もしくは再入院が、前の休業もしくは入院の原因となった身体障

休業保障特約の240日通算限度日数の考え方具体例



[1回目入院・休業保障給付金] + [2回目入院・休業保障給付金] = 240日なので、この期間以上は休業保障給付金は受給できません。

給付金をお支払いしない主な場合

- ①ご契約者、申込者または加入者(保障の対象者)、給付金を受け取るべき者の故意または重大な過失による病気またはケガ。
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気またはケガ。
- ③麻薬、アヘン、覚醒剤等の使用による病気またはケガ。
- ④戦争、暴動等による病気またはケガ。
- ⑤自動車または原付自転車の無資格運転、酒気帯び運転中に生じた事故によるケガ。
- ⑥むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの。
- ⑦地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ。
- ⑧精神障害を原因とする事故によるケガ。
- ⑨精神病、アルコール依存、薬物依存等の精神障害。

- 精神障害の範囲は平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F00からF99の規定によります。
- ⑩核燃料物質、もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による病気またはケガ。
- ⑪保障開始日以前に被った病気や発生した事故によるケガ。
- ⑫給付事由が発生してから3年以上経過したとき。
- ⑬告知事項に事実と相違があったとき。
- ※④⑦⑩に該当する場合であっても、その事故や災害の程度に応じて、給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

告知がすべて「 いいえ」なら申込できます。

告知1

現在、病気^{*1}やケガのため、入院・安静加療^{*2}をしている、または、入院・安静加療・手術^{*3}の必要があると医師に診断されている。



告知2

過去1年以内に、病気やケガ(手足の骨折は除きます)のため、連続して14日以上の入院・安静加療をしたこと^{*4}がある。または、過去1年内に手術を受けたことがある。



告知3

別表の疾病により、過去1年内に入院したことがある。または、過去1年内に週2回以上、通院治療をしたことがある。



*1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産など)を含みます。

*2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

*3「手術」には、切開術のほか、抜歯術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

*4「連続して14日以上の入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合などを含みます。

別表(告知3・疾病一覧)

- ①新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など。) ②糖尿病 ③心疾患(心臓病など。高血圧症を含みます。) ④脳血管疾患(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。) ⑤胃、腸の疾患(胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など。) ⑥肝臓、脾臓の疾患(肝炎、肝硬変、肝機能障害、脾炎など。) ⑦腎臓の疾患(腎炎、腎不全、ネフローゼなど。) ⑧呼吸器の疾患(肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など。) ⑨精神障がい(うつ病、アルコール依存症、統合失調症など。) ⑩神経の疾患(髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど。) ⑪血管および血液の疾患(動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など。) ⑫眼の疾患(白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。) ⑬脊髄、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患(強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髓炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。)

トコ 生命コース 保障内容

保障対象	保障内容	加入タイプ	保障額
死亡・重度障害共済金	病気や不慮の事故により 死亡 した場合 または 重度障がい となった場合にお支払いします。	S-3 S-5	300万円 500万円

*加入者が直接であると間接であることを問わず、保障開始日および更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日から180日以内に死亡した場合または重度障がいとなった場合には、死亡共済金、重度障害共済金、それぞれ、100分の50に相当する金額をお支払します。なお、死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いできません。

トコ 生命コース 月額掛金

年齢	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳
S-3コース 300万円	1,300円	1,300円	1,300円	1,600円	2,500円	4,800円
S-5コース 500万円	2,000円	2,000円	2,000円	2,600円	4,100円	8,000円

トコ 生命コース 給付内容

1. 共済金が給付される場合

加入者(保障の対象者)が次の状態になった時、共済金が給付されます。

①死した時

②次のような重い障がい(重度障がい)になった時

重度障がいとは、傷病が治癒し、その後に残存する身体障がいの状態が、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障がい等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2,3,4のいずれかの障がい状態に固定した場合をいいます。

「重度障がい状態について」

重度障害共済金の支払対象となる重度障がいの状態

<身体障がいの状態の定義>

身体障がいとは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。

[備考] 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについては、きょう正視力について測定します。

①両眼が失明したもの

②そしゃく及び言語の機能を廃したもの

③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの
- ⑨一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑩両眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑪神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、随時介護をするもの
- ⑫胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、随時介護をするもの
- ⑬両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑭両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑮そしゃくまたは言語の機能を廃したもの
- ⑯神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- ⑰胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- (注1)死亡共済金と重度障害共済金は重複して給付されません。
- (注2)過去に重度障害共済金をお支払いしていた場合、その支払いと同一の傷病を原因として再び共済事故が発生しても、共済金は給付されません。



ご加入にあたって

① 加入手続と受付窓口

所定の「加入申込書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、組合経由でUAゼンセン共済事業局へご提出ください。

② 加入締切日

[2020年12月まで]毎月20日(土・日・祝日の場合は翌業務日)にUAゼンセン共済事業局必着となります。

[2021年1月から]各月以下の日にUAゼンセン共済事業局必着となります。

●1月20日(水) ●2月19日(金) ●3月19日(金) ●4月20日(火) ●5月20日(木) ●6月17日(木)

●7月20日(火) ●8月20日(金) ●9月17日(金) ●10月20日(水) ●11月19日(金) ●12月17日(金)

③ 掛金

1. 掛金の適用

(1)加入日(発効日)・変更日時点での年齢によって、適用される掛金が異なります。また、ご加入後も、更新日(毎年3月1日)時点での年齢によって、適用される掛金が異なります。

例 2月1日で40歳となる方



申込日(告知日)時点では39歳ですが、加入日(発効日)時点では40歳となるため、40歳の掛金が適用されます。

(2)既にご加入の方についても、更新日(毎年3月1日)時点における年齢によって、適用掛け金が変更となります。

2. 掛金の引落し

(1)掛け金は、組合員本人の指定預金口座(生命、医療、長期休業保障、傷害・賠償、年金、積立、介護共済ご加入の場合は同じ口座)から自動的に引落しされます。(所属組合によっては給与天引きができますので、所属組合にご確認ください。)

(2)掛け金が引落しされなかった場合は、翌月まとめて再請求いたします。

(3)掛け金が3カ月引落しされなかった場合は、最初の引落しきできなかった月の前月末をもって自動脱退となります。また、新規加入では契約不成立となります。

※自動脱退後再加入の手続きをした場合は、再加入日(保障開始日)から新規加入扱いとなります。

4. 保障開始日(加入日)

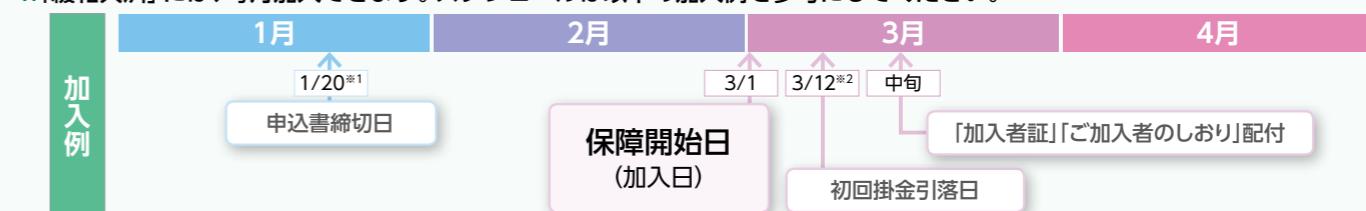
初回掛け金引落し日の当月1日の午前0時からとなります。

例 1/20申込書締切(12/21~1/20申込書到着分)



5. ご加入までのスケジュール

1. 「緩和共済」には、毎月加入できます。スケジュールは以下の加入例を参考にしてください。



※1 20日が土・日・祝日の場合は前業務日

※2 12日が土・日・祝日の場合は翌業務日

※3 加入の証として「加入者証」と「ご加入者のしおり」を発行します。(保障開始日の当月中旬に組合宛発送します。ただし、「加入者証」に記載の通り、第1回目の掛け金が入金された後、加入日より保障が開始されます。)

※4 「加入者証」は、更新日(3月1日)ごとに、新しく発行します。(毎年3月中旬に組合経由で発送します。)

2.2021年1月～2021年11月の締切スケジュール

申込書の UAゼンセン到着締切日	初回掛金引落日	保障開始日	備忘 チェック
1月20日	3月12日	3月1日午前0時	
2月19日	4月12日	4月1日午前0時	
3月19日	5月12日	5月1日午前0時	
4月20日	6月14日	6月1日午前0時	
5月20日	7月12日	7月1日午前0時	
6月17日	8月12日	8月1日午前0時	
7月20日	9月13日	9月1日午前0時	
8月20日	10月12日	10月1日午前0時	
9月17日	11月12日	11月1日午前0時	
10月20日	12月13日	12月1日午前0時	
11月19日	1月12日	1月1日午前0時	
12月17日	2月14日	2月1日午前0時	

⑥「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」および「生命保険料控除共済掛金証明書」の発行

※生命コースのみ

1.毎年10月に発行します。

2.「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」に、今年度の割戻金額(こくみん共済 coopへの振替出資金額)および前年度までの出資金額が記載されています。

⑦ 共済期間

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入される場合は、毎年3月1日付で自動更新され、手続きは不要です。

⑧ 内容変更手続き(加入コースの変更等)

※生命コースのみ

1.加入コースの変更は、毎年3月1日付で取り扱います。(ただし、加入申込書については11月21日～1月20日必着にてご提出ください。)

2.保障が高いコースへの変更の場合、「健康状態の質問事項」に対する回答が必要となります。

⑨ 脱退

1.加入者は、3月1日現在満79歳(医療コース)、満69歳(生命コース)に達した後に最初に到来する2月末日をもって、自動脱退となります。

2.組合員でなくなる場合は、組合の承認を得て「UAゼンセン福祉共済会」に加入することにより、契約を継続することができます。

3.加入者が死亡または重度障がいになった時は、当月末日をもって脱退となります。ただし、組合員本人が死亡し、その後配偶者・子どもの保障を継続希望される場合は、組合の承認を得て配偶者が「福祉共済会」の会員になることによって継続できます。(改めて申込書を提出していただきます。)

⑩ 給付金・共済金の請求

共済事由が発生した時は、30日以内にUAゼンセン共済事業局にご報告ください。

※給付金・共済金の請求は、所定の用紙にご記入のうえ、所属の組合経由でご提出ください。

個人情報の取り扱いに関するご案内

事項の情報を共同して利用しております。
また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。
今後、個人情報に変更等が発生した際にも、こくみん共済 coopにおいて、それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
こくみん共済 coopの個人情報に関する取り扱いは、ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご覧ください。

②共同利用の事項

UAゼンセンとこくみん共済 coop、加入者(組合員)、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (a)加入・変更・脱退申込書記載事項(加入者・被共済者・受取人情報・契約内容・口座情報)
- (b)年末調整手続事項(年間支払金額、割戻金額、申告金額)
- (c)労働組合経由の共済金支払手続事項(共済金請求書・支払通知書=加入者・被共済者・受取人情報・共済事由・共済金額、口座情報)

*上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目とし共同利用します。

共済契約等にかかる事務手続きについて

加入者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかる事務手続きは加入者からの委任にもとづいてUAゼンセンが代行することとなります。

都道府県労働者共済生活協同組合定款

引受基準緩和型共済生命コース加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。

[定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋]

〔組合員の資格〕

《第6条》この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

〔届出の義務〕

《第9条》組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

〔自由脱退〕

《第10条》組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2)この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

〔法定脱退〕

《第11条》組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

〔除名〕

《第12条》この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1)3年間この組合の事業を利用しないとき
- (2)この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

こくみん共済 coop 引受部分に関する苦情・異議申し立て

●電話03-5368-5757

●受付時間9:00～12:00/13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

※ただし、自動車事故の賠償にかかるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ

こくみん共済 coopは、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。こくみん共済 coopは、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県のこくみん共済 coopにお問い合わせください。)

※引受基準緩和型共済生命コースは、こくみん共済 coopと共同運営している制度です。



■緩和共済(医療コース) 重要事項説明書

〈制度(契約)概要・注意喚起情報のご説明〉

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

●マークのご説明… 契約概要 共済制度の内容をご理解いただくための事項

▲ 注意 ▲ 喚起情報 ご加入者の方にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご加入前におけるご確認事項

1. 制度の仕組みおよび引受条件等

(1) 制度の仕組み 契約概要

緩和共済(医療コース)はUAゼンセン福祉共済互助会が行う自家共済制度です。基本保障(入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金・先進医療給付金)に休業保障特約を付加選択できます。基本保障についても再保険をかけています。

(2) 保障の内容・保障期間(共済のご加入期間) 契約概要 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

①給付金をお支払いする主な場合、お支払いする給付金、②給付金をお支払いしない主な場合、③保障(共済)期間等につきましては、本パンフレットをご確認ください。また、保障(共済)期間は平成30年3月1日前0時から平成31年2月末日までの1年間となります。

(3) 給付金額等の設定 契約概要

休業保障特約コースを付帯する場合はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2. 掛金・払込方法 契約概要 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

掛金はご加入いただく年齢・特約コースによって決定されます。掛金・払込方法については、本パンフレットをご参照ください。

3. 満期返りい金・契約者配当金 契約概要

この共済には満期返りい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

(1) ご加入時における注意事項(加入申込書等に関する注意事項)

加入申込書等に★マークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、給付金をお支払いできないことがあります。

*ご加入後に加入内容変更として保障を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項一覧]

★:告知事項

項目名	基本補償・特約 緩和共済(医療コース)
生年月日	★
性別	★
健康状態告知	★

*1この共済と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、共済のお受けができない場合がありますので、その場合はご連絡願います。

[告知について]

① 告知義務について

共済制度は多数の人々が掛金を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方が他の方と同じ条件でご加入されますと、掛金負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保障の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告

知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

2. 告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日²から1年以内であれば、「告知義務違反」としてご加入を解除することができます。

●責任開始日²から1年を経過していても、給付金の支払事由が1年内に発生していた場合には、ご加入を解除することができます。

●ご加入を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません(ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることができます。)。

*2ご加入を更新されている場合は、告知されなかつたり、事実と違うことを告知されたご加入の支払責任の開始日をいいます。

<前記以外で、給付金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、給付金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

③ 告知内容の確認について
ご加入後、または給付金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ ▲ 注意 ▲ 喚起情報

ご加入される共済は、クーリングオフの対象外です。

3. 給付金受取人 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

給付金は、加入者にお支払いします。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご加入のご注意 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

現在のご加入を解約・減額等をすることを前提に、新たな共済契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

・保障内容や掛金が変更となつたり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

・新たにご加入の共済契約の掛金については、保障期間の初日の保障の対象となる方の年齢により計算されます。

・新たにご加入の共済契約の掛金の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。

・保障の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や保障対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。

・新たにご加入の共済契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。

・新たにご加入の共済契約の保障始期前に被った傷病に対しては、給付金が支払われない場合があります。

ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行なう際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保障期間中に、本共済契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保障期間の終了時までは保障を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1カ月以内に給付金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ

わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき 契約概要 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

・ご加入内容および解約の条件によっては、弊会所定の計算方法で掛金を返還、または未払掛金を請求³することができます。返還または請求する掛金の額は、掛金の払込方法や解約理由により異なります。

・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、保障内容や掛け金が変更となつたり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*3解約日以降に請求することができます。

3. 加入者からのお申出による解約 ▲ 注意 ▲ 喚起情報

加入者からのお申し出によりその加入者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

4. 次回更新契約のお引受け 契約概要

(1) 保障期間終了後、更新を制限させていただく場合

●給付金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受け条件を制限させていただくことがあります。

●制度等を改定した場合には、更新後の保障については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の保障内容等が変更されることや更新できないことがあります。

(2) 更新後契約の掛金

掛金は、更新日現在の掛け金率等によって計算します。したがって、更新後の掛け金は、更新前の掛け金と異なることがあります。

(3) 給付金請求忘れのご確認

ご加入を更新いただく場合は、更新前の共済契約について給付金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の保障内容です。更新前の保障内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取り扱いについて ▲ 注意 ▲ 喚起情報

○保険契約者であるUAゼンセン福祉互助会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行なっています。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報を契約者に対して提供すること

2. 給付金のご請求・お支払いについて ▲ 注意 ▲ 喚起情報

(1) 事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合には、30日以内にパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

(2) 給付金請求書類

給付金のご請求にあたっては、「加入者のしおり」に定める書類のほか、

以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保障の対象となる方、給付金の受取人であることを確認するための書類
- 傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保障の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- 付加給付の支給額が確認できる書類
- 給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- UAゼンセン福祉共済互助会が給付金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、UAゼンセン福祉共済互助会が支払うべき給付金の額を算出するための書類

(3) 代理人からの給付金請求

加入者に給付金を請求できない事情があり、給付金の支払を受けるべき加入者の代理人がない場合は、加入者の配偶者等のご家族のうちUAゼンセン福祉共済互助会所定の条件を満たす方が、加入者の代理人として給付金を請求できる場合があります。詳細は、本パンフレット記載のUAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

(4) その他

- 給付金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、給付金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。
- 給付金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

3. 給付金の分担

重複する保険契約等が他にある場合は、次のとおり給付金をお支払いします。

- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。
- 他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて給付金をお支払いします。

4. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について ▲ 注意 ▲ 喚起情報

○ご加入時にご契約者、加入者(保障の対象者)または給付金受取人に詐欺または強迫の行為があつた場合は、UAゼンセン福祉共済互助会はご加入を取り消すことができます。

■ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して共済をご利用いただけるよう、ご加入いただく共済制度が加入者の方のご希望に合致した内容であること、お申込みをいたぐ上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、UAゼンセン共済事業局までお問い合わせください。

- 1.共済制度が以下の点で加入者の方のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。
- 給付金をお支払いする主な場合
- 保障期間(共済のご加入期間)
- 給付金額(保障金額)
- 掛け金・掛け金払込方法
- 保障の対象となる方

- 2.加入申込書等の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。
万一、記載漏れ、記載誤りがある場合は、加入申込書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。□加入申込書の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しく記載されていますか?□加入申込書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいているか?
- 以下の質問事項は、対象となる方のみご確認ください。
 - 『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。
 - 加入者(共済の保障を受けられる方)によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいているか?
 - ご加入者(共済の保障を受けられる方)の範囲についてご確認いただきましたか?
- 3.重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

兄弟姉妹

- (3)(2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4)加入者は、UAゼンセン共済互助会ならびにこくみん共済 coopの承諾を得て、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5)(4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後、契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類がこくみん共済 coopに到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払い後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。
- (7)(4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位または順序によります。

7.共済金請求権の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける期間は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは、UAゼンセン共済互助会までお問い合わせください。

8.割戻金について

こくみん共済 coop引受分の掛け金が割戻金の対象となります。毎年5月末に決算を行い、剩余が生じた場合には割戻金としてお戻します。割戻金は、こくみん共済 coopの組合員出資金へ振替出資されます。

注意喚起情報

1.加入申込書の記入について

加入申込書はUAゼンセン共済互助会およびこくみん共済 coopと契約を締結するもの、また、質問事項(告知事項)は健康状態を告知いただくものとして重要です。加入者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2.契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)加入者または死亡共済金受取人が、UAゼンセン共済互助会およびこくみん共済 coopに共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3)加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力^{※1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{※2}を有していると認められるとき

※1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じ)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

※2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

(4)他の契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等(保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします)の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき

(5)前記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、UAゼンセン共済互助会およびこくみん共済 coopとの信頼関係が損なわれ、UAゼンセン共済互助会およびこくみん共済 coopが、契約の存続を不適当と判断したとき

(6)加入者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。当該契約の未経過契約期間(1ヶ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛け金をお返します。

※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

3.詐欺等による契約の取り消しについて

加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺行為または強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消しされた場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返しません。

4.共済金をお支払いできない場合

- (1)加入者、共済金受取人の故意または重大な過失、加入者の犯罪行為により支払事由が発生し、UAゼンセン共済互助会およびこくみん共済 coopが共済金の支払いを適当でないと判断したとき
- (2)加入者が保障開始日から1年内に自殺したとき、または自殺行為により重度障がいの状態となったとき

5.契約の無効について

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が保障開始日・更新日にすでに死亡していたとき
- (2)加入者が保障開始日・更新日にUAゼンセン共済互助会の会員でなくなっていたとき
- (3)加入者の意思によらず契約を申し込まれたとき
- (4)共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分

※契約が無効の場合、当該契約の掛け金の全部または一部を、加入者にお返します。

※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

6.共済金の不法取得目的による契約の無効について

加入者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約は無効となります。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金はお返しできません。

※すでに、共済金または返戻金を支払っていたときは返還していただきます。

7.契約の消滅について

- (1)加入者が死亡したとき
- (2)加入者が重度障がいの状態となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)。

※共済金を加入者または死亡共済金受取人にお支払いする場合で、未払込掛け金があるときはその未払込掛け金の額を共済金から差し引きさせていただきます。

8.掛け金の生命保険料控除について

こくみん共済 coop引受分が生命保険料控除の対象となります。共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛け金をお支払いいただいた契約について発行します。

生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛け金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者(内縁関係にある方は対象となりません)、子どもである共済契約」となりますのでご注意ください。

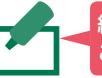
9.契約内容に関する届け出について

加入者は次の場合、直ちに組合経由でUAゼンセン共済互助会へご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1)氏名や住所が変更になったとき
- (2)加入者が「ご加入いただける方」の範囲外になったとき
- (3)死亡共済金受取人・指定代理請求人の氏名が変更されたとき(「制度概要⑥共済金受取人について」の(4)により、加入者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合など)

10.共済金等を確実にご請求いただくために(代理請求について)

加入者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、加入者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるときには、代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。詳しくはUAゼンセン共済互助会、またはこくみん共済 coopまでお問い合わせください。



**緑太枠内のみ
ご記入ください**

申込書記入例

●申込書の記入にあたっては、以下の記入例に沿ってご記入ください。

必ず申込日をご記入ください。ご記入がない場合は、お申込みができません。

生命、医療、長期休業保障、傷害・賠償、年金、積立、介護のいずれかの共済に既にご加入いただいている方はご記入ください。
その場合は、預金口座振替依頼書の同欄のご記入は不要となります。

チェックオフ組合の場合はご記入ください。

姓名、フリガナ、性別、生年月日、現住所、電話番号をご記入のうえ、捺印してください。

加入するコースに○印、特約・コースの選択に○印をし、自署欄に署名してください。

パンフレット内にある各コースの「告知事項(健康状態の質問事項)」を必ずお読みいただき、全ての事項に該当しない方のみ「なし」に○印のうえ、お申込みください。

チェックオフ組合および生命、医療、長期休業保障、傷害・賠償、年金、積立、介護のいずれかの共済に既にご加入いただいている方は記入不要です。(追加加入およびコース変更の方も記入不要です。)

新規加入で記入が必要な場合は必ず金融機関お届け印を押印してください。

Aゼンセン共済事業局 行

優和共濟 加入申込書 兼 口座振替依頼書

14301(910)006

※加入申込書は、お手数ですが**コピーをお取りいただき大切に保管**してください。

は必ず金融機関届出印をご押印ください。また訂正箇所にも必ず訂正印(サイン)をお願いします。

者および預金者は、預金口座振替の方法により収納代行会社、明治安田収納ビジネスサービス株式会社(MBS)を通じて行うこととしたいので、預金口座振替規定を

記録収納代行者より書面(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額3.この契約を解約するときは、私から書面に画面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり会員の口座振替を継続して実行する場合は、私の方で解約するものとみなします。

この預金口座は、預金の取扱いに関する規約（以下「規約」といいます）に基づき、預金の取扱いを行ないます。規約は、預金の取扱いに関する規定を定めたもので、預金の取扱いに関する権利と義務を明確に定めています。

旨口にいわく「請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額と同額貯蓄を利用できる範囲内の金を含む」ところるときは私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。